

震災支援制度等ワーキング・グループ
第2回 議事録

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付

第2回 震災支援制度等ワーキング・グループ

議事次第

日 時 : 平成23年4月28日(木) 15:02~17:04

場 所 : 第4合同庁舎第4特別会議室

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 「新しい公共」の観点からの震災支援のための制度等について
 - (2) 意見交換
3. 閉 会

○松原主査 それでは、皆さんこんにちは。ただいまより「震災支援制度等ワーキング・グループ」を開催いたしたいと思います。

本日は、「新しい公共」推進会議からオブザーバーとして、まだ来られてはいないので、金子座長、白井委員、寺脇委員に御参加をいただいております。

前回、本ワーキング・グループの進め方として、第1回の議論を基にその中間整理を行い、それに沿って本日第2回目を行うという話でしたが、前回時点でまだ委員からの御提案というのは十分に出そろっておりませんでした。その後、委員の方から御提案をいただきましたので、今回私の方で各委員の意見も事前にまとめた、たたき台というものをつくりまして、私の方からこのたたき台について説明させていただきます。

このたたき台は皆さんのお手元に資料3、「松原主査提出資料」ということでございます。これを開けていただいて、これも各項目が大きく分けてありますが、これについて各委員からの提案を一通り盛り込ませていただきました。ですので、各委員が出したペーパーと順は違うのですが、このたたき台の順に基づいて御発言いただいて議論を進めていきたいと思っております。そうすれば、大体全体で皆さんが出していただいた議論がどういう形でどういふところに当てはまっていくのかということがよくわかるかと思っておりますので、まずとりあえずざっと皆さんからの御提案を、一度私を含めて御説明いただいて、その上で議論いただくという形をとっていききたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

つまり、一項目、一項目これはどちら委員というふうに振らせていただきます。白井委員のものもちろん入っておりますので、振らせていただきますので、よろしくお願ひします。

それから、今日まだ来られていない金子座長の分も入っております。それはまた後で提案いただく。

それから、私の方でほかの方からいただいた御提案もございまして、それもこの中に入れるようにしております。それも参考にさせていただければと思っております。

それでは、まず資料3を見ていただけますでしょうか。資料3は、大きく4つの項目に分けさせていただきました。

1つは、この囲みで囲ってある部分ですが、「新しい公共」による被災地での支援活動の環境整備」、2つ目が次のページで「被災した地方自治体の機能の「新しい公共」による代替、補完」、3番目が「新しい公共」を活用した新しい地域づくり」、そしてその次のページ、3ページ目ですが、4番で「新しい公共」による支援を支える資金面での環境整備」という形でまとめさせていただいております。

これに関して、ちょっと入っている位置が違うんじゃないかという方もおられるかもしれませんが、それはまた後で御議論いただければと思っております。

では、まず1ページ目からいかせていただきます。1ページ目、「新しい公共」による被災地での支援活動の環境整備」ということで、「(1)NPO法人等の設立や活動報告等に係る事務手続きの一層の簡素化・弾力化」ということで、4つ挙げてあります。

1つ目は私の方で提案させていただいたもので、「被災者支援NPO法人の新規事務所設立などを届け出で済むような事務の簡素化」です。これは、現在例えば東京で活動しているNPO法人等が被災地で被災地支援の事務所を開いて人を雇用するという事態といいますか、活動を展開しておりまして、そういうものを届け出して所轄庁を変更せずに、これをしているとかなり時間がかかるということで、そういうものの届け出は事後報告で済むようにしてはどうかというふうな提案でございます。

それから、2つ目の四角は「被災者支援NPO法人の設立期間を1か月に短縮する特例措置の実施」です。これも、現在被災地支援のために新しいNPOをつくろうという方がどんどん活動団体を始められているところでして、被災地でもその動きは活発です。現在は2か月から4か月かかるということですが、今回被災地支援を行うものに関しては特例で1か月程度に短縮してはどうかという提案でございます。

それから3つ目、これも私からですが、「3月末に事業年度終了を迎えるNPO法人であって、被災地に事務所がある、または被災者支援を行っている法人については、事業所等の提出を9月末まで延長する措置」です。これは、既に内閣府の方で3月末までに事業報告書等を提出しなければいけない法人に関しては6月末まで延長してよいというふうに延長措置をとっていただいたところですが、実際には3月決算で6月までに事業報告書等の提出という法人も多いわけですし、そういう団体は3月、4月となかなか決算もできずに被災地の場合は決算を十分できなかった。また、被災地支援に行っている団体は決算が遅れているということもございまして、そういう団体に関してはもう3か月延ばして9月まで延長する措置を講じるのがいいのではないかと提案です。

次の四角に関しましては山口委員から御提案いただいたものですので、山口委員から御提案をお願いします。

○山口委員 定款上、災害救援というものが明記されていない団体があります。そういう団体に関しても、広域な災害については緊急救援を行えるということをしきりと認めるといような制度、措置が必要ではないか。幾つかの団体は、定款上に書かれていないのでなかなか動けないというような議論があったので、今回入れさせていいました。

○松原主査 ありがとうございます。山口委員のものは資料4に書いてありますが、その中に書いてあるものをここに抜き出させていただきました。

それでは、続きまして「1.「新しい公共」による被災地での支援活動の環境整備」の(2)で「「新しい公共」支援事業のガイドラインの追加」ということで、これは金子座長から御提案いただきましたもので資料6になっております。そちらを見ながら、金子座長よろしくをお願いします。

○金子推進会議議長 ごく簡単に御説明させていただきます。

内閣府の「新しい公共」の支援事業というものがございます。去年の補正でもって87億円程度いただきまして、それを各都道府県に交付済みでございます。当初はその半分ぐらいは全体の計画に沿って使うということになっておりましたが、震災後、その全体を都道

府県の判断で使えるようにというところまでできました。

私たちが事務局と相談して、なるべくそれを柔軟に使うようにということで、県の方にそういう通知をしたところでございますが、やはり県に任せておくとなかなか現場のところまでいかないんじゃないかというところから、これは規制改革というより、確認のためという簡単なものがございますけれども、どうしても必要な部分だけ抜き出しまして、ここに書いてあるようなこと、これは仮の案でございますけれども、昨日、実は遠野市と栗原市に行って参りまして担当者の人にも相談して、これは市としては結構大きいんだよということを言われましたので、この文章に、多分上限を設けるなどがあってもよいかと思いますが、月末に市の申請ベースでそのまま県が市に払うというようなことをすると市として大変助かるのではないかとということです。

特に、ゴールデンウィークにはたくさんのボランティアが行くということになりますので、できたら早速こういうことをガイドラインに入れて、きちんとボランティア支援をやっている市は自分たちの判断で一定程度の必要費用の調達をできるようにしようという提案です。以上です。よろしくお願いします。

○松原主査 ありがとうございます。

続きまして(3)ですが、「国家公務員・地方公務員のNPO等への参加促進制度創設」ということで、「国家公務員の休職制度・派遣制度の特例を設け、被災者支援NPO法人等への一定期間の派遣・出向を可能にする」というふうな内容を考えたかどうか。これは、事務局の方と議論をしている際に、事務局の方から少しアイデアをいただいたものでして、井野さんから説明いただけますか。

○井野内閣府参事官 これにつきましては、我々がアイデアで出したというより、いろいろところで言われているものを我々なりにいろいろ拾ってみまして、それを松原主査に情報提供させていただきました。そういう意味で拾ったものでございます。

趣旨を少し補足的に御説明させていただきますと、今、地方自治体間ではいろいろと職員を派遣して現地での対応に当たっているような公務員もいらっしゃいますけれども、NPO等に対してはなかなか出向、派遣という形で人が行きにくいということがございますので、例えば国の休職制度ですとか派遣制度などを少し見直して、そういった人の派遣、交流などができるようにしたらどうかというアイデアでございます。

○松原主査 ありがとうございます。とりあえず、いろいろなアイデアを一通り見ていきたいと思えます。

続いて(4)「眠れる『土』の発掘・活用」ということで、これも先ほどと同じように事務局とのいろいろなアイデア交換の中で出てきたものですから、井野さんからまたお願いできますか。

○井野内閣府参事官 これは、いろいろ全国に資格を持った方々が多分たくさんいらっしゃって、退職されたり、場合によっては被災地で職を失っておられ、実際にその資格を現在活用していない方もいらっしゃるかもしれません。そういった専門知識をお持ちの方が

いらっしゃると思いますから、現地のニーズに即してそういう方々を機動的にうまく集めてニーズに応じて専門知識を活かしていただけるようなコーディネーターができれば、一つのアイデアかなということでございます。

○松原主査 ありがとうございます。

続いて(5)にいきます。「規制等の緩和」ということで、規制等の緩和は幾つか項目がありますが、最初から3つは松原から提案したものですから松原から説明します。

1つ目は「雇用保険受給中の被災者支援ボランティア活動を認める特例」です。これはどういうことかといいますと、雇用保険、失業保険ですね。これを受給している間はボランティア活動をやってはならないという指導がございまして、要は仕事探しをしているんだからボランティア活動をやったらいけませんよというのが通例で、ボランティア活動をやったら失業保険はもらえないということが今まであったわけですが、今回やはり失業している方も多いですし、その間にやはり社会のためにしたいという方も多いわけです。こういうボランティア活動をむしろ逆に積極的に認めていくという形を何らかとれないかという御提案でございます。

それから、次は「中小企業診断士の被災地NPO法人(被災者支援NPO法人を含む)の支援相談を診断士の更新要件の実務補習時間として認める特例」です。これは、実は中小企業診断士の方から御相談を受けたことがあるのですが、中小企業診断士の方は資格の更新において実務補習が義務づけられているということなんです。その際、中小企業に出向いて行って無料で中小企業のいろいろな経営相談をしてあげて、それを補習単位として次期の更新のときに単位として認めてもらえるという制度があるんですが、NPO法人はその対象になっていません。

中小企業診断士の中でNPO法人の経営支援をサポートしたいという人はたくさんいるのですが、その制度でNPOに認められていないということで、なかなかこれはサポートしにくい現状がある。この辺りを、今回被災地支援、被災者支援をやっているNPO法人に対して、その中小企業診断士の知恵を積極的に活かしていただく。それをもって中小企業診断士の更新条件として認めていくということをやっていたらどうかという提案でございます。

それから、3つ目は「中小企業向け制度融資を被災地で活動するNPO法人に対して適用可能とする特例」、これは制度融資の話でございまして、今、政策投資金融公庫がNPO法人向けのいろいろなセーフティネットとか、そういう融資は行っているのですが、やはりもう一つ十分知られていないのと、一部使いにくいというお話も伺っております。そういう点では、自治体が行う制度融資、信用保証の仕組みにきちんと、これも中小企業しか対象になっておりませんので、NPO法人も適用可能にするということで、事業型NPO法人の速やかな回復、または事業継続というものを支援していく。こういう措置をとってはどうかという提案でございます。

続いてよく似ている提案ですが、あとの3つは私以外からで、1つ目の小規模有機農業

等の提案は黒田委員からの御提案なので、黒田委員からお願いできますか。資料1を見てください。

○黒田委員 資料1でございます。これはここに書いたとおりです。経済特区の話も出ていますが、第一次産業の復旧・復興というのは非常に重要ではあることはもちろんのこと、同時に小規模有機農業であるとか、コミュニティビジネスの起業といったものを対象に融資を行うということが必要ではないかと思いました。

○松原主査 ありがとうございます。これは、黒田委員の資料1の3番目の提案でございます。

続きまして、JICAに関しての活用ということで、これは山口委員から提案をいただいています。山口委員、お願いします。

○山口委員 私の資料では6番目に当たるのですが、先ほどの公益法人等が定款に記載されていないものも動けるようにというのと同じように、国際協力の専門機関である国際協力機構、JICAも非常に大きな人的なリソースあるいは日本の各地に地方センターを持っているのですが、国際協力が専門であるということから、法律上規制されているかどうかはわからないんですけれども、今回の災害に対して若い職員を中心に現地にすぐにも行きたいという希望があったようですが、ちょっと躊躇していたことがありました。

そこで相談を受けたのですが、積極的にJICAなどが国内災害にも動けるようにということを、JICA法の中に入れるかどうかは別にしましても、そういうことに関しては動けるようにという措置が必要ではないかということで提案させていただきました。

○松原主査 ありがとうございます。

続きまして、これも規制緩和に入れていいかどうか、ちょっとわからなかったことなのですが、早瀬委員からボランティアコーディネーターの長期派遣を認めるようにという御提案をいただいていますので、早瀬委員のものは包括的な提案でしたが、ちょっと分けさせていただいて、まずここに規制緩和として入れさせていただきました。

早瀬委員の方から、ここに入れてよかったかどうかということも含めて趣旨を御説明いただけますでしょうか。

○早瀬委員 ここの趣旨は、規制緩和というよりは、このコーディネーター派遣に関する財源問題と考えた方がいいかもしれません。現在、各地の災害ボランティアセンターのコーディネーターの応援派遣については2つの系列があって、1つは社会福祉協議会からのブロック派遣、例えば近畿ブロックが宮城県に入っているとかというブロック派遣と、それから災害ボランティア活動支援プロジェクト会議、これは中央共同募金会が負担している分の2種類の系列があって、人は多少重なっております。

ブロック派遣の方は、もともとは相互に助け合おうということがあって、派遣の費用は派遣する側が負担する。例えば沖縄だったら多分10万円くらいかかるとは思いますけれども、それを沖縄が払っているんです。普通は短期で終わるからそれでよかったんですけれども、今回のように長期になると行けない。しかも、その期間が大体4泊5日くらいなので実働

3日です。そうすると、3日目くらいに延びてきたらもう引き継がないといけないということになるので、これを最低倍くらいにするのと、プラスそのための費用を、これは本当は一本化して中央共募が持つか何かしてもいいかもしれませんが、この辺の整理を財源面ではした方がいいんじゃないかということです。若干、両者は研修のレベルが違うので完全に一本化するのはややこしいんですけども、そのようなことがあるということです。以上です。

○松原主査 ありがとうございます。研修のレベルが違うこともあるんですけども、この財源は両方とも国の財源ですか。

○早瀬委員 中央共同募金会の方は共同募金会の募金です。災害枠の募金です。それで、実際には今またどんどん入っています。経団連なども募金を入れていますから。

それで、ブロック派遣の方は個々の社協ごとが負担している。だから、最終的には自治体の負担です。でも、もともとは社協が自分たちで持っているということになりますから、全く財源の構成は違います。

○松原主査 ということは、「新しい公共」推進会議としてこれはどういうことができるのでしょうか。民間のお金か、自治体のお金かという……。

○早瀬委員 そうじゃなくて、こういうような形で、でも実際にはこの展開というのはまさに民と官が一緒にやるような展開ですね。今までは小規模な災害だったのでこんなことであっても別にどうということはないのですが、今回はこの両者の間で話し合いをしてもらって一本化して、その財源については市民からの寄付も受けるような形で個々の社協が個別に負担するのではない体制にした方がいいのではないかと提案です。

○松原主査 わかりました。では、多分、後で出てくる山口委員や黒田委員のファンドの提案と近いところがあるので、そちらの方にむしろ議論を持っていけばいいかと思います。

それでは、続きまして(6)番、「被災者支援活動を対象とする表彰制度の創設」ということで、これも事務方と相談しているときにアイデアとして出されたものです。井野さん、お願いします。

○井野内閣府参事官 政府の表彰制度は、総理大臣表彰ですとか、担当大臣の表彰ですとかいろいろございますけれども、ここでは「新しい公共」の観点からこういう被災者支援活動をした人、それから企業であってもいいと思いますが、そういった功績があった人を表彰する制度があれば少しそういう後押しになるのかなということでございます。

○松原主査 ありがとうございます。環境整備ということで、こういういろいろな提案を寄せていただきました。

とりあえず全部いってしまって、その後、幾つかの緊急を要するものがあるという場合は緊急を要するものは緊急を要するもので、少し別枠で扱った後に議論をしていきたいと思っております。

では、続いて「2.被災した地方自治体の機能の「新しい公共」による代替、補完」ということで、「(1)行政事務の包括的委託制度の推進」、これも事務方との意見交換の中で提

案いただいたものですので、是非御説明をお願いします。

○井野内閣府参事官 そうしましたら、ここは(1)、(2)、ともにですので、合わせて説明させていただきます。

(1)のところは、通常行政が事業を行う際に契約をして事務を委託するケースが多いのですが、すけれども、被災地の自治体などの機能が大きく失われているような場合にはそれを助ける意味で、例えば窓口機能を一括してですとか、かなり包括的に委託制度を運用してもいいのではないかと考えています。先進的な自治体ではそういう例も、平時からそういうことを検討しているところもあるというふう聞いておいて、そういったところの例を参考にしながらどんどん進めていける可能性があるのではないかと考えています。

それから、(2)の方ですけれども、これは「公契約のあり方の一時的見直し」ということですが、こういう緊急時における契約のあり方で、例えば随意契約を適用拡大して一々個別に入札の手間をかけるよりもある程度随意契約を弾力的にできるように適用を拡大したり、それから一定の条件がないと応募できないような参入資格がある場合にはそれを緩めて、幅広く柔軟に契約できるようにしてはどうかといった提案で考えています。

○松原主査 ありがとうございます。行政の機能をどうやって民間が担ってよりよくしていくかということもこの際、新しい地方自治というものが東北の震災地では必要になってくることもありますから、それが進みやすくする制度というものも検討していく必要があるのではないかと思います。

それでは、3.で更にもう少し長期に見たときに「新しい公共」を活用した新しい地域づくり、これに向けてどういう提案ができるかということで柱を立てさせていただきました。

「(1)新しい地域づくり支援のための支援拠点の創設」ということで、いろいろな拠点を一つ一つはどうかという御提案を幾つかいただきましたので、それについて御説明いただきたいと思います。

1つは、被災地域ごとに協働運営型の「復興推進・生活支援センター」を設置するという案でありますが、これは早瀬委員から御提案いただきました。早瀬委員の方から御説明いただきたいと思います。資料2をごらんください。

○早瀬委員 資料2の最初のページにあるものですが、今ボランティアセンターで取り組まれているものというのは緊急生活支援、泥かきだとか、片付けだとかですが、こういったものが一定落ち着いた後、被災地の皆さん自身が復興あるいは長期の生活のサポートをしなければいけません。それで、これに関連してその地域がどの程度の規模ごとにするかはあれですけれども、大きな仮設住宅群ごとにセトルメント型、セトルメントというのは住み込みでその地域でサポートする拠点ですが、かつ重要なことはワンストップですね。さまざまな復興支援に関しては各省が取り組まれているものがありますが、そういった皆さんがそこに集まって展開するような事業を考えています。

この私のペーパーではスタッフというところで、生活支援相談員みたいなものです。生活支援相談員というのはどちらかというと厚生労働省というか、社協の方でよく出てくる用語で、福祉的なサポートをする。

地域復興支援員というのは、中越地震のときに長野県で設置された独自の制度で、どちらかというとまちづくりに関わる動きをしたメンバーです。まとまって中越復興市民会議という青年会議所のリーダーたちが中心になってつくった民間拠点がありましたが、そこが頑張っていたものです。

これ以外に、これに関連してちょっとこの案内を送ったときに事務局の方から問合せがありまして、厚労省の方で高齢者等のサポート拠点というものを仮設住宅ごとにつくるんだという話があって、それとの違いはどうなっているんですかというお話があったのですが、結局そういうふうには縦割りのものがいっぱいあるんです。例えば、総務省では集落支援員という制度もありまして、過疎地のサポートをするというのでそういう支援員もあります。

いろいろな省がいろいろな形で地域を支えているスタッフを確保しているのですが、そういう皆さんがワンストップで集まるというイメージですね。ですから、高齢者等のサポート拠点もこのブロックの中に組み込まれる。一つのもので入る。その上で福祉のこともあるし、まちづくりのこともあるし、住宅のこともあるし、教育のこともあるしというものをそういうブロックごとにつくっていく。しかも、それがまさに「新しい公共」であって行政が動かすというのではなくて、そこに民間の資金も入るし、企業も加わるしというようなことが必要なのではないか。

やはり福祉と、特に復興が切り離されがちなんですけれども、実際には今、仕事を失っている方はたくさんいらっしゃるわけですが、その皆さんが働く場をつくっていかないといけない。漁業は漁業専門が多いのですが、農業と商工業というのは両方絡みますね。兼業ですから、商工業で働きながら農業をなさっておられるという場合が非常に多いわけです。ですから、業との関係もありますけれども、そういったことなどにもシェアがいけるような仕組みをこの際つくるべきではないか。

これに関しては、一定、特に中越のときの経験が結構活きるかと思しますので、今後この話をもしもそれなりに考えてもいいということだったらそういうヒアリングをそういったメンバーの皆さんにもしていくと、より具体的なイメージができるのではないかと思います。

事前にこの件に関してサポートセンター、サポート拠点、既に中越地震のときにサポート拠点ができていたのですが、そこと地域復興支援員との関係はどうでしたかということヒアリングしていますけれども、やはりちょっと離れていたというか、福祉は福祉でやっている。まちづくりはまちづくりでやっているということで切れていた。そこなどは今度のときは見直した方がいいですねということ、声としては聞いています。以上です。
○松原主査 ありがとうございます。

それでは、続きまして「地域の将来顧客を拡大し、6次産業化を進める「復興まちづくりプラットフォーム」の制度化」というものがございます。これは、私の資料が終わった後、次に被災地の復興提言と、これはさわやかな堀田さんから辻元ボランティア担当に渡されて、辻元担当から私の方に渡されたもので今日入れてきたものですが、それが終わった後に「緊急提案」ということで東北まちづくりプラットフォームの創設というものが入っています。これは、遠野市の遠野まごころネットの方から提案を受けたものです。

遠野の方で、趣旨としては次のページを開けていただいたらわかるのですが、将来の遠野地域を含む岩手の南部などの地域では、どうしても今回の件で一次産業、二次産業がかなりダメージを受けている。それで、大手の流通を通していくよりはいかにして直販の体制をつくっていくかということが、かねてから課題になっていたわけです。

そこで、今回遠野、それから陸前高田とか、ああいう地域に関してはこういう大きな事件でありましたけれども、非常にその地域を応援しよう。もしくは、その地域の名前も非常に知られてきているという現状がございまして、こういうときにボランティアやいろいろな支援が入ってくる。そういう人たちを今のうちに是非ファンになってもらうような段取りをして、現地で今後のいろいろな商品の買い手としてマーケットを発展させてもらいたい。こういうまちづくり拠点を是非現地でつくって、それを遠野以外にも何個かの拠点でやっていきたい。

まちづくり復興ネットワークは開けていただくと基本的には東北の地図がありますが、一つの遠野だけではやるのではなしに、遠野だったら山田町、大槌町、釜石市、陸前高田と、これだけをネットワークして一つのルートをつくっていきたい。次のページで言うと、こういうルートを遠野だけではなしに気仙沼やいわきエリアと、何か所かで提案していつ、将来的には自主財源でやっていけるプラットフォームをつくっていきたい。こういう地域づくりの提案をいただいております。

これは聞くところによりますと、別に今回の地震がベースではなしに、地震の前からこういう計画をまちづくり団体とともに市と進めていたのですが、今回の地震を受けて一層急がれるということで、是非この提案を挙げてもらえないかということで、遠野の方からこういう提案をいただいております。こういう提案ということで、これは私の方から挙げさせていただきましたが、またさっきの全体に戻ります。

続きまして、2ページに戻ります。3.の「新しい公共」を活用した新しい地域づくりの四角箱の3つ目、農林水産業の重要性を体験学習できるような拠点ですね。これに関しては、山口委員の方から御提案いただいております。山口さんは資料4です。

○山口委員 資料4の2ページの第8項目に当たるのですが、今回の大震災を受けまして私たちの生活がどうであったかということを振り返りますと、単に実際に揺れたというだけではなく、食を通じて、あるいは電気のようなエネルギー、あるいは東北地方が担っている産業によってつくられていたもの、生活物資などを通じて、いかに都会の生活が東北の人たちあるいは地方の人たちの生産によって成り立っていたかということが実感できた

かと思えます。

それを、今回大変だったなと思うだけではなくて、特に次代を担う若い人たちが日本の本当の自然を活かした農業、林業、漁業、こういったものを実体験して学び、やがて地方から都会に出てくるだけではなくて、都会の若者たちが地方に積極的に出て行けるような、またそういった職場をつくって次代の日本の一次産業、農業、林業、漁業を担えるような、そういった体験的な学習施設をつくるということが必要ではないか。

その中には今回の震災に当たってボランティアが駆けつけて復興に協力したというボランティア体験も合わせてできるような施設をつくるのが、復興のよい教訓として次の世代の人たちに日本の新しい方向を考えてもらうきっかけになるのではないかと考えて提案させていただきました。

○松原主査 ありがとうございます。

それからもう一つ、さっきの堀田さんの提案で、私のペーパーで言うと1、2、3と提案があって、最後にまた1ページ、辻元補佐官への提言ということで4項目ありますが、その第2項目に「避難所や仮設住宅におけるふれあいの居場所の設置」ということで、これも仮設住宅、それから避難所において居場所のルーム、ふれあいの拠点をつくってほしい。こういう人と人とのふれあいが非常に大事であって、そういうときにボランティアも人と人がふれあうような場所をつくってほしいという提案をいただいています。これも拠点に関する提案だと思って、ここに入れさせてもらいました。

それから、続きまして(2)で被災地以外の地域ですね。今は被災地への支援体制でしたが、被災地以外の地域からの被災者支援の体制に関してこれを確立していくということに関して御提案をいただいております。これに関して、最初の箱は事務局の井野さんの方から御説明をお願いします。

○井野内閣府参事官 最初の箱のところは、自治体が地域ぐるみで被災者を受け入れる取り組みというものが、一部の自治体ではもう既に打ち出されております。

具体的には北九州市の例があるわけですが、きずなプロジェクトですとか、第二のふるさと計画とか、そういった名前と呼ばれているものであります。いろいろな受け入れ側の自治体のいろいろな担い手が協働して、そういう態勢をつくって受け入れる形をつくっていくということでございます。

○松原主査 ありがとうございます。自治体側の受け入れ態勢ということでこういう話をしているのですが、今度は受け入れ体制ではなしに自治体単位で支援していったらどうかという御提案をいただいております。被災地以外の県単位での支援の体制ということで、山口委員をお願いします。

○山口委員 私の資料4では、第5項目に当たります。通常ですと県対県、市町村対市町村というような支援の枠組みがあるかと思うのですが、今回は余りにも大きな震災であったために、市町村レベルで市町村をとというのはなかなか支え難い。県単位である市町村を支えるという必要があるのではないかと考えて提案させていただきました。

実際に陸前高田に行って災害ボランティアセンターの方とお話をしたときに、陸前高田の広田町というところに「チーム福井」ということで、福井県が組織的に県の職員から専門ボランティアなどのチームを派遣して支えていた。

今回の支援においてはそれくらい大きな枠組みが必要ですので、被災した市町村に対して全国の県単位で分担をして支援をするような仕組み、その中には単に行政だけではなく県民が姉妹県のような形で協力するとか、あるいは第二のふるさとづくりというようなものを入れてもいいんじゃないかということで提案させていただきました。

○松原主査 ありがとうございます。姉妹県のようなちょっと新しい仕組みを提案するという形ですね。

それから、次の提案で、「ボランティアニーズと物資ニーズのマッチングを行うホームページを解説する」というのは堀田氏からの提案にあったのですが、事務局の方からのお話で、こういうものはもう結構すぐにできましたよということで、これを最初に出したのは3月の初めだったものですからまだできていなかった時期だったので、これはもうわかっておりますということで、これに関しては一応提案があったということをごここに記入してあるということです。

続きまして、(3)です。「被災地の支援・復興計画策定に向けた「熟議」の推進」ということで、やはり今後復興計画自体もどうやって住民参加で行っていくか。こういうことも問題になってくるわけですし、それに向けて「新しい公共」がどういうふうな役割を担っていけるのかということをお我々としても是非考えていきたいという点から出てきた提案だと思います。

1番目は、復興に関してはNPOとか政府レベル、こういうところで定例会議を創設することの仕組みということですが、これは山口委員の提案なので山口委員からお願いします。

○山口委員 今回、比較的早い段階で内閣府の中にボランティア連携室ができて、それ自体は非常によかったと思うのですが、災害直後に単にボランティアというだけではなくて政府レベルで災害に対応するときに市民社会の代表であるNGO、NPOもその中枢の会議の場に参加するという機会があってもいいんじゃないか。単にボランティアの連携だけというのではなくて、中枢のところということで提案させていただきました。

○松原主査 今、1つ、地域では宮城県で連携会議が行われていて、また東京ではJCNと政府との連携会議が行われていますが、こういうものを定式化というか、大災害があった場合には必ずやっていく。こういうもののマニュアルなりの整備という感じでよろしいでしょうか。

○山口委員 特に早い段階でということです。

○松原主査 ありがとうございます。

それから、次の提案は堀田さんの提案で、「非公式な」というのが堀田さんらしいところなのですが、「非公式な地域住民復興協議会の設置を促進する。福祉関係行政担当とまちづ

くりボランティアが復興の青写真を考案する。」というような仕組みというもの、これも公式なものとしてはなしにそういう実質的な動きの中でつくって行って、これを促していく、認めていく。こういう仕組みをつくってはどうかというのが御提案でございます。

それから(4)です。「復興における地元資源・人材の活用、雇用の創出」というところも御提案いただいております。これについて、最初の復興団体における住宅建設等の問題に関しては山口委員から御提案いただいておりますので、山口委員お願いします。

○山口委員 仮設住宅等、緊急を要する場合は、外から持ってきたものや東京の大手の企業などがそれを受託してやるということは必要性があるかとは思いますが、復興に当たって長期的に建物を造る等のときには、やはり地元の資源、それは自然資源もそうですし、地元の企業等、そしてまた地元の雇用を生み出すという意味では地元優先というものを第一に考えるべきであるということで提案させていただきました。

○松原主査 これは、制度と仕組みとしてはどんなものになるのでしょうか。

○山口委員 地元のものを使うということを制度化するというのは条例の中に組み込んでいくというようなことが考えられるかと思えます。

○松原主査 続いて、今度は白井さんの方から前回キャッシュ・フォー・ワークの制度について、これを導入してはどうかという御提案をいただいております。白井委員から、資料5について御説明をお願いします。

○白井推進会議委員 前回、被災地の方々はまだ施されるというだけではもう嫌だということから、やはり人間の尊厳の問題として復興に向けた働きに対してある程度の対価を与えていくという提案をさせていただきました。

研究者の方々にCFWジャパンというものを立ち上げていらっしゃるしやいまして、そちらの御協力での提案というものを転載させていただきました。特にCFWの導入に当たって気をつけるべきこと、例えば賃金が市場で支払われるものよりも低目に設定されなければいけないとか、あくまでも一時的なものであるということですか、あとは適用される事業というものについて大分参考になるのではないかとということで添付をさせていただきました。

こういうものは一時的には、例えば厚生省の事業ですとか、岩手県ですとかで始まっているというお話も伺っていますし、「新しい公共」の支援事業だけではなくて、例えばこれから復興基金とかでもできるだけこの方式で、被災地の方々へ対価をお支払いするという形で私に関わっている基金でもそういう形でやっというお話をしていますし、活用していただけたら非常にありがたいということを考えております。

適用される事業としましては、例えばがれきの片付けとか、炊き出しとか、そういうことを書いてございますけれども、もう一つ、やはりライフラインの復旧ですね。先ほども文科省でちょっと話を聞いたんですけども、今のままの節電体制が続くと、例えば病院とか、あるいは東京の研究機関なども来年までもたないというような話が出てきておりまして、例えば学校などは被災地以外でも例えばトイレが止まってしまったりというような

お話をいっぱい聞きました。

例えば病院ですとか学校ですとか、そういう地域の拠点においてある程度、細々とでも最低限の機能が賄えるような電力装置をつくっていくとか、そういうことに関してもこのCFWの方式で被災地の方に対価をお支払いしていくというような形が導入していけたらという御提案でございます。以上です。

○松原主査 ありがとうございます。基本的にいろいろと今から出てくる事業に関して、CFW方式をどんどんその中に入れ込んでいくということをやっていくという形ですね。

○白井推進会議委員 はい。よろしくをお願いします。

○松原主査 ありがとうございます。こういうようなことを、新しい地域づくりに向けた提案ということではいただいています。

それから、資金面での提案というのにもたくさんいただいています。「4.「新しい公共」による支援を支える資金面での環境整備」ということで、(1)は「さらなる震災特別寄付税制の拡充」ということで、税制ですね。震災特別税制がちょうど昨日国会で成立して施行されるということになりましたが、しかし、まだ足りないところがあるのではないかと、これに関していろいろな提案をいただいているところでございます。

最初の四角は、「用途を指定した寄付募集と寄付者を明示する寄付制度の特例」ということで、これは国会の方で牧山弘恵委員の方から御提案をいただいたものですが、これについては事務局から御説明いただけますか。

○井野内閣府参事官 先日、国会でこういう議論がありましたので御紹介させていただきます。

今、一般的な義援金の寄付というのは全く不特定に寄付を集めるものですが、寄付の使い道を指定して、しかもその寄付によって例えばある建物ができたとしたら、その建物にその寄付者の名前を付ける。そういうことがどんどん広まれば、寄付をする側のインセンティブにつながるのではないかと、御提案が国会で先になされたところでございますので御紹介させていただきました。

○松原主査 ありがとうございます。寄付税制の使い道をもう一つ上げていこうという御提案だと思います。

それから、続いての四角、これは私の方からの提案というか、私の方に寄せられた提案ですが、被災者支援NPO法人に対する仮認定制度、これはNPO法の改正を含めて来年以降ということになってはいますが、かなりどんどんNPO法人は活動を広げてきていますので、仮認定制度の先行導入と、その仮認定をしたNPO法人に関して指定寄付金制度を適用していく。こういうことをしてはどうかという提案がございまして。

それから、次は黒田委員からの提案です。黒田委員、お願いします。

○黒田委員 資料1の1番の後半の部分です。震災特別寄付税制ということで前回、お話をいただきました。控除可能限度額を80%に拡大するとか、税額控除制度を導入する等ですが、これらは指定を受けてからの適用になるのですが、これを3月11日にさかのぼって

適用するということを御提案したいと思います。

すみません。このマイクは切れないみたいなので、ずっとオンになっています。

○松原主査 これは私どもから補足すると、3月11日、認定NPO法人に関しては指定寄付金の指定を受けたら、指定を受けた日から税額控除の適用と、それから企業の損金算入、限度額がこれは全額損金算入になる。それから所得控除、これも税額控除の選択で80%まで上限になるというのが適用されるわけですが、今、黒田委員がおっしゃったように寄付を一番してくれたのは3月11日を過ぎて1か月くらいで、やはりこれは税もなくて寄付だと言って寄付をしてくれた方が、後で税があるから寄付しようという方よりちょっと措置が遅れるのはいかがなものかということで、こういうことを提案するというのはよく最近されていることです。

それに少し附随する形で、次に私の提案があります。黒田委員の提案を受けて、もしそういうことが可能であるならば同じようにして、3月期決算の企業に関しては3月に支出した寄付金を翌事業年度から、つまり今年の事業年度から3年のうちに繰り越して損金算入できるような繰越控除の仕組みを適用してはどうかということで、企業の方も負担を低くするような措置ですね。一回もう決算に出してしまっていますが、出してしまってから損金になりませんでしたというのではなしに、そのお金に関しては翌年度の繰越に持ってこられるような特例もこの震災に限っては導入したらどうかという提案を、これは黒田委員の提案に付け加えて、もしそれができるならばということで入れさせていただきます。

それから、その次も今、言った個人の指定寄付金に関しては、やはり個人に関してはなかなか確定申告されないものですから、これを効果があるものとして実行していくためには年末調整できる制度というものを導入していくべきだ。これに関しては、全NPO法人と全認定NPO法人、もしくは公益法人もという声もございますが、実験的に今回の指定寄付金について被災地支援ということで先行導入してはどうかというのが次の提案でございます。

それから、「新公益法人や社会福祉法人等へ震災特別税制の適用拡大」、これは黒田委員と山口委員の両方からいただいていますので、お2人からお話いただければと思います。

では、黒田委員お願いします。

○黒田委員 先ほどの資料1の1の前半の部分なんですけれども、認定NPO法人を対象とした指定寄付金が設定されているわけですが、これを公益法人や社会福祉協議会等、NPO法人に限らず適用する。そういった拡大を提案したいと思います。

○松原主査 ありがとうございます。社会福祉協議会は社会福祉法人なので、社会福祉法人等ということで、多分「等」の中には学校法人とか更生保護法人も含められるという理解だと思っております。

それから、続いて次の提案は山口委員の提案ですので、山口委員お願いします。

○山口委員 この東日本大震災に対する指定寄付金、これは今、税控除に関しては現在法案提出中ということでよろしいのですね。決定したんですか。

○松原主査 法律は通りまして、交付施行がまだということです。もしかしたら今日されているかもしれませんが、一応、昨日通ったということです。

○山口委員 わかりました。これだけの規模のものに関しまして次回以降起きた場合には自動的に同じような指定寄付金制度が発動できるようにということを制度として盛り込んでいただきたいということです。

○松原主査 ありがとうございます。今、市民活動促進課の方からお話がありましたが、昨日法律が成立した上に昨日、既に交付施行されたそうでもう使える制度になっているということです。

○山口委員 今後はその度に法律を作るということがないように、自動的にすぐ発動するというのを政府が決めればできるようにということで、毎回毎回特別措置をとらないでということです。

○松原主査 一種のトリガー条項を入れておけという話ですね。了解です。

それから、次の(2)です。「NPO法人・認定NPO法人のデータベース構築の前倒し実施」というものがございます。これは私からの提案で、今回、先ほど「新しい公共」のワーキング・グループで平成25年から内閣府のポータルサイトを運用して統一的にNPO法人の情報開示を進めていく。また、認定NPO法人に関しても国税庁のホームページに上げていますが、それについても都道府県に移管していく中で進めていくという方向が出されたわけですが、今回やはり今年これだけ寄付が集まっている。また、今年こういう税額控除ですとか、こういう制度が実施される中で、寄付金の使途というものがかなり大きな人々の関心になってくるだろう。

こういう現状を踏まえますと、今年の決算ですね。資金の使途というものは多くの人にきちんと公表していく。こういう責務はやはりあるのではないかと考えまして、どういう形になるかはわかりませんが、平成25年度からの運用を開始するものを前倒しで今年じゅうに予算の設計を終えて、来年度から是非執行していただきたい。そうすれば、今年の1年の決算に関しては来年度の決算に出てきますので、こういう震災特別のものに関しては資金使途が明確になる。国民の目にも明らかになる。こういうことが非常に重要なことかと思っ提案させていただきました。

続きまして、(3)です。これは「新しい被災地支援ファンド等の創設」ということで、1つは先ほど早瀬委員のボランティアコーディネーターを派遣するいろいろなファンドの統一化というのもこれに入るのかと思いますが、これに関してまず最初に海外からの分に関して山口委員から提案いただいていますので、山口委員お願いします。

○山口委員 今回の震災に当たって、欧米諸国あるいは途上国からもあるのですが、かなりの寄付の申し出が日本のNGOや市民社会にきております。基本的に義援金というよりは日本のNGOを通じた支援をということで巨額のお金の申し出があるんですけども、それが今の日本のNGOだけでは使い切らない心配があります。

ですから、これをファンドとして蓄積し、日本のNGO、NPOあるいは住民組織が長

期にわたってその資金を使えるようなものを、例えば中央共募などの中に入れるということを含めてつくるという制度を提案いたします。

○松原主査 ありがとうございます。それに続いて、この提案に加えてという形で国内からの支援金も集める、プールするようなファンドもこういうものをしてはどうかという御提案を黒田委員からいただいていますので、黒田委員お願いします。

○黒田委員 資料1で2番の部分なんですけれども、今の山口委員と大体同じです。義援金は別だと思えますのでちょっと義援金は置いておいてですが、NPO、NGOに対する活動支援ですね。それには、例えばNPO、NGOが一度集めて、それを被災地で活動する団体等に配分するというのもありますし、また、その寄付を募っている団体自らがそのお金を使うという場合もあると思うのですが、後者のほうでは国際NGOが集めているだけでも100億円を超えているというふうに聞いております。

ですので、最初にお金を集めているときに、こういう配分をするというように使途を決めているものはいいんですけれども、中には漠然と被災地の活動といったことで集めている場合も多いかと思えますし、先ほど山口さんがおっしゃったように、使い切れないというような状況が出てきているとも聞いております。ですので、制度というよりはNGO、NPO自らが、そういったお金が集まってしまったときに何らかの基金というものを設けてそこに拠出できるようにして、地元の人たちやその他関係者とともになにに使ったらよいかを協議して決めていくようにすると、先ほど松原さんがおっしゃった、資金使途を明確にするということにもつながってくると思います。

○松原主査 ありがとうございます。多分、それを受けて次の新しい拠出ファンドという話にもつながってくるのかなと思います。これは早瀬委員の提案ともほぼ等しいところはあるのですが、これは山口委員からの御提案です。よろしくお願いします。

○山口委員 資料4の1番目ですが、今回NGOが震災の翌日、あるいは翌々日ぐらいから現地に入って救援活動を行えたということの背景には、経験があったということもあるかと思いますが、もう一つはファンドをもともと持っていた、あるいはJPFがすぐにJPFのメンバー団体に対して初動資金を拠出したということがあります。このように、お金が初動で出ることがあれば、安心してすぐに現地の活動を開始できる。これは、一般の日本の地域のNPOにとってもそういうものがあればすぐに全国から駆けつけることができると思います。

ですから、そういう初動資金のためのファンドを設立して、団体を事前に登録しておくことによって、次の震災等が起きたときにはそこに申請すればすぐに100万円あるいは500万円の資金が得られて、すぐにでも駆けつけることができるというような制度を設立するというのを提案しております。

○松原主査 次の災害向けということですが、実際に今の状況ではいつ次の災害が起こるかわからないので、これはやはり急ぐことは急ぐ提案かなというふうに受け取りました。JPFというのは、ジャパン・プラットフォームという組織ですね。

大体、皆さんからいただいた提案というのはこういう形のものだったのですが、皆さんの提案用紙の中で何か落ちているようなものとか、これは抜けているよというものがありましたら御発言いただけますか。もちろん、今日のこの提案で提案締切りということはございませんで、これはたたき台となってくるものですが。

では、この中で少し皆さんに見ていただいて、この提言書というのは5月末から6月を目指しておりますが、それを待たずに直ちにやはりこれは解決してください、そういう必要があるんじゃないですかというものに関して、もしくは検討してくださいというものに関して私のたたき台の1ページから見ていきたいと思えます。

まず、私の方からは、「NPO法人等の設立や活動報告等に係る事務手続きの一層の簡素化・弾力化」の箱の届け出、1か月の短縮、それから3月末のNPO法人の報告書の提出ですね。こういうことに関しては、まずすぐに取り組んでいただきたい。この3つはすぐに取り組んでいただきたいと思っています。

それから、金子座長の「新しい公共」支援事業のガイドラインの追加、これはもう大至急取り組んでいただきたいということですね。

それから、次の公務員の参加制度、これはもう少し時間を持って見ていこうということだと思います。

「眠れる『土』の発掘・活用」も、もう少しこの公共の中の議論でやっていこうということだと思います。

「規制等の緩和」の中で大急ぎでやるものとして、例えばJICAなどは大急ぎでやった方がいいんですか。

○山口委員 そういうことを外務省の方も認めてくれているので、今後そういう協議をしないでも済むようにということです。

○松原主査 では、今回はよろしいという形ですね。

それから、ボランティアコーディネーターの長期派遣というのは。

○早瀬委員 これはファンドの話なので、先ほどのファンドの話と合わせて考えないといけないかもしれません。ここまできて皆、自分たちで払っているの、今回も仕方ないかもしれないなど。

でも、それがネックになって長期になっていない部分もあるので、ちょっとこの後、中央共同募金会などと私も相談してみたいと思えます。

○松原主査 では、これは今ある仕組みを活用してやるけれども、次回というか、ここの提案と長期のところで提案していくという形ですね。

○金子推進会議座長 例えば、今みたいなものはここで急いでやらないで、ちゃんと推進会議でオーソライズした形で何か記者発表するみたいな形の方がうまく機能するかもしれないですね。

○山口委員 松原さん御提案の雇用保険受給者のボランティア活動を認める。これはすぐやった方がよろしいんじゃないでしょうか。

○松原主査 では、ちょっとこれは提案できるかどうか、検討していただくということで。
○早瀬委員 阪神大震災のときもその議論があって、たしか認めているはずですが、だから、ちょっと確認してもらいたいと思います。

○松原主査 わかりました。では、これは確認していただきます。私が落としていったものはどんどん提案してください。これはもっと早くやった方がいいということとかですね。
それから、被災した自治体機能の代替、補完に関してはきちんと提案していくという形でよろしいかと思えます。

それから、新しい地域づくり、ここはボリュームのあるところでして、ここに関しては1に関して、それから2に関して、3に関して、やはりちょっとしっかりと議論をしてやるものだと思います。次の4に関してもしっかり議論していく。白井さん、これもしっかりとやっていくという形でよろしいでしょうか。

○白井推進会議委員 もし問題がなければ、金子先生のガイドラインの中にこういうものを入れていただくというのは問題あるんですか。

○金子推進会議座長 私のは確認してもらおうというのが主旨の、いわば、小さな提案で、「どちらにしろ県が使うものをちゃんと使っていいよ」ということを念を押すだけということなので、こういう新しいものをつくるのとはちょっと違うと思います。

ただ、これがさっきのどこか大学の先生がしっかりと提案した実現性が高いものだったらやってもいいけれども、今すぐやらなくてももう少し落ち着いてからやった方がいいかもしれないです。何か使うときにこれを使って、これでいきましょうということができればいいわけでしょう。

○白井推進会議委員 はい。

○松原主査 では、これは事務方をお願いなのですが、各省庁で多分被災地の雇用促進のいろいろな事業が組まれていると思いますので、お手数ですが、その現状について次回まで少し御報告いただいて、実際にこの制度をどういうふう、まだ足りていないのか、どういうところに展開していったらいいのか。次回、その資料を見ながら提案していけるということにしていってよろしいでしょうか。

○白井推進会議委員 よろしく申し上げます。

○松原主査 それから、「さらなる震災特別寄付税制の拡充」に関しては多分、税制の流れが次は6月くらいですね。ですので、今すぐというよりはここの中では議論をして、次の6月の第二次震災特別税制の中にどれを乗せられるかという議論になってこようかと思えますので、それはここできっちり議論をして各省庁ともある程度話をしてどうしていくかということになると思います。

それから、「NPO法人・認定NPO法人のデータベース構築の前倒し実施」も、今すぐというわけではないので、これもしっかりと議論をしてやっていく。

それから、海外からの支援金のファンドですが、山口委員、これは急ぐ必要があるんでしょうか。どうしたらよろしいでしょうか。

○山口委員 中央共募などでそういうようなものを受け皿としてつくってくれるんだとしたらそこに入れるということが出来るかと思うのですが、それも検討がちょっと必要かと思えますけれども。

○松原主査 どう検討したらよろしいでしょうか。では、濱口委員どうぞ。

○濱口委員 逆に、1か所に集めるとますます身動きがとれなくなるということはあると思えますので、身軽な、ただし使い道があふれている。どれぐらいの金額のボリュームかはわかりませんが、そのままできる制度というか、仕組みを考えた方が、これからワークするのかなと思えますけれども。

○松原主査 では、今あるものは中央共同募金とか、そこで受けていただいて、むしろ今回需給のミスマッチが起こっているという現状を見たときにどうしていったらいいかという点も我々の中で少し検討するというので、山口委員、黒田委員、需給のミスマッチの現状を次回までに実態としてどういう問題が起こっているのかということ資料として御提出いただけますか。どの辺が問題でどうすればいいか。特に需給のミスマッチがどれぐらい起こっているのかということをお願いできればと思います。

○濱口委員 すみませんが、2、3分いただいていいでしょうか。

今のファンドの話は寄付、民間の資金だと思うのですが、これはここの議題では必ずしもないんですけども、全体として復興資金がどれぐらいなのかということと、それと国債だったり増税だったりという話と実はもちろん絡んでいて、寄付もどれぐらいのボリュームなのかということもどこか片隅に入れておかなくちゃいけないと思っています。

その中で、この「新しい公共」がやはり資金の中の1,000億を扱うのか、1兆円を扱うのか。そういうふうなボリューム感をどこかで認識が共有できるかは別ですが、議論をした上で、やはり10億円の器、あるいは仕組みと違ってくると思えますので、ちょっとそこもイメージを持った方が今後はいいのかなと思います。とりあえず、以上です。

○松原主査 今のことに関しては、むしろ山内審議官に少しコメントをいただくと皆さんの議論も進むかと思えます。

○金子推進会議座長 その前に、一言だけよろしいですか。

今の松原主査の仕切りでもそのとおりだと思うんですけども、「今、緊急に」というものについては推進会議の本会議を待たずにメール審議ができるという条項を入れてありますので、本当に緊急のものはそこでもってやって、すぐにしかるべき省庁なりにやってくれというもので、私はそれをちゃんとやりたいと思っています。

しかし、それにはやはり現実性と、それから本当に必要かということはもちろん官僚の皆さんにチェックしていただいて、例えばさっきのキャッシュ・フォー・ワークみたいなものはすごくいいアイデアだと思うんですが、それはもう厚労省はやっているよとか、これとどこが違うのかと言われたときに即座に説明できないと、我々のこのワーキング・グループの信憑性が問われる。白井さんの提案がそうだということではなくて一般的に言って、「緊急提案」と言うなら、そこら辺を詰めることが必要だと思う。仮に何かいろいろと

調べなきゃいけないものは次回とかにやっていただいた方が、効力があるんじゃないかと思っています。

○松原主査 ありがとうございます。私も同感です。

それを踏まえた上で、少し皆さんの議論の参考になるかと思しますので、山内審議官の方からどういうボリューム感で我々は議論したらいいのかということはあると思いますか。

○山内内閣府官房審議官 議論の助けになるかどうかはむしろ心配なんですけれども、今の全体の復興に関する議論の中で、もう新聞等で御承知のことも多いかと思うのですが、御承知のとおりだと思いますが、復興構想会議というものができていまして、これがとにかく復興の大枠について議論をするということになっております。こちらの方が6月の末を目指して提言をし、それを基にして政府として方針が決まっていくというのが今のところの政府全体の大枠ということになっています。当然、これは復興全体を視野に入れていますので、ものすごくいろいろなものが出てくると思います。

それで、まずその規模観について言うと、今、幾ら幾らということと言えるような状況ではもちろんありません。財源の問題ももちろんありますので。それで、現時点で言えることは、まず今回の震災による影響が現時点でごくごく粗々に内閣府が試算した限りではGDPに16兆から25兆円の影響がある。それくらいの影響があるということですので、これをまずベースにして政府全体として、政府の経済政策としてどれくらいの対策を打っていくのか。これは復興会議で数字が出ると私は思ってはいませんが、それにしてもそのことを前提にした上で政府としてどういう対策をどれくらいの規模で打っていくということは当然決まってきます。

そういうことも、恐らくはこの5月、6月というタームの中でいろいろ議論が行われてくる。その中で、これは「新しい公共」ではなくてむしろ我々のもともとの任務である経済財政というはんちゅうの中でそういうフレームについての議論が行われるということでございます。これは作業の流れとしてです。

それで、実はそちらの方は内閣官房が中心になってやっているわけですが、内閣官房の方からも実は自分たちだけで材料を集められるわけではないので、いろいろなところからいろいろな御意見、アイデア、提案、そういうものをいただきたいという話がきております。

我々は、もともとこのワーキング・グループをスタートさせる時点でそちらの方ともいろいろ連絡を取りながらやっているのですが、このワーキング・グループの提言を6月の頭くらいにいただきたい。最終的には推進会議からということになりますが、そういうことをお願いをしておりましたのは、まさにその復興会議の政府全体としての提言、あるいは政府の基本方針を決める際にこれをいわば盛り込む。文章の中に入る、入らないは別として、ここでの提案というものも念頭に置いた上で政府の対応ができるように、少なくとも我々としては準備をしようということセットしたという経緯がございます。

そういう意味で言えば、ここから先は私の個人的な勝手な見方ですが、ここで恐らく「新

しい公共」に関連して規模感が幾らというようなことはなかなか難しいのではないか。もっと言えば、そういうことを余り考えずにどんどん自由な御意見をまず言っていただいて、先ほど金子先生なり松原主査からもありましたように、現実的に今、政府としてどのくらいのことが、どういう中身のものかどの程度できるかというのは、また我々は我々でフィージビリティを含めて事務局として少し検討したいと思っておりますので、それはそれとして委員の先生方にはむしろ自由闊達にこういうことをやれば、あるいはこういうところが今ネックになっているのでそれを解消してほしいとか、そういう現場感覚の御議論をどんどん出していただければその方がありがたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

○松原主査 何か今のことについて御質問ありますか。よろしいですか。だから、我々としては自由闊達な議論をとということです。

では、金子座長どうぞ。

○金子推進会議座長 今のことでいいんですけれども、緊急提案は現実的かどうかが大それたと思うんです。でも、最終的に推進会議にいただきたいというものは、より自由な発想からのものでよいと思う。これはちょっと今は無理だろうけれども、この際言うておいて次の次の機会に実現に向けて進めるといってものでしっかりしたものがあれば是非私は座長として、このWGから提案いただきたいと思っています。そこは現実性というよりはあるべき姿を示すというもので、とんでもないものではなくて、皆が納得するけれども今すぐにはちょっと難しそうだな、税制に関してとかですね、そのような提案もいただければありがたいと思っています。

○松原主査 藤井参事官、お願いします。

○藤井内閣官房参事官 今、緊急性というお話があり、またNPOの諸活動への御支援の話がありましたので、それについて私どもの方で今把握しているもの、特に一次補正の原案が出てまいりましたので、それも含めて簡単に口頭でご説明をいたします。

まず公的な支援ですけれども、まず第一は、先ほど金子先生が御指摘になられた、いわゆる「新しい公共」で内閣府の持っておられる基金でございます。東北の被災3県の基金総額が計4.6億円だったと思いますけれども、22年度補正予算で積んでおられて、NPOの諸活動に対する支援に使えると聞いております。昨日私どもの方で各府省庁との連携チームを開催し、そこで内閣府からも御説明をいただきましたが、かなり手続きも早くして柔軟にやりたいとのこと。ありていに言えば、運営委員会とか、まだ立ちあがっていないところもあるけれども、とにかく具体的なタマがあれば支援する、メニューは、金子先生が先ほどお示しになったようなもろもろの経費で構わないということでお考えいただいているとのこと。ほかもそうですが、とにかく具体の事業を明らかにすることが必要になってまいりますので、それをいかに早く出してもらおうようにするかが大事であると思っております。

もう一つの大きい柱が厚生労働省の予算でございます。これは、「日本はひとつ」しごとプロジェクトという名前を付けて政府全体で推進しようとしておりますけれども、今回の

一次補正で厚生労働省が 500 億円の基金の積み増しをしております。重点分野雇用創造事業という名前を付けていますが、要は被災地における雇用であればよいという、ある意味での割り切りをしておられます。ボランティア関連だけでなく、政府全体として雇用をつくり出していこうと力を入れているところですが、この制度がまだなかなか浸透していないので、地元で一生懸命御説明をして回っているところです。

被災地の雇用には、炊き出しの補助員であったり、泥かきであったり、一部ボランティア活動そのものと重なる仕事もあるわけですが、ボランティアのコーディネートをする方々を雇うということでもよいということです。

ボランティアにうまく動いていただくためにボランティアのコーディネーションの機能を拡充しなければいけないということを前回申し上げましたが、そこに人を投入する方法としてこの制度が使えないかということを考えています。

次に民間による支援です。先ほどから話が出ておりますが、今のところ3つツールがあると思っております。1つは赤い羽根中央共同募金のいわゆる災害ボランティア活動のサポートをする募金、いわゆる義援金ではなくて支援活動に対する募金活動です。支援対象に人件費を入れるか、入れないかということが問題になっていたのですけれども、厚生労働省にご調整やっただいて、いわゆる支援活動のマネジメントをする専門家の人件費も支援対象経費として認めるということになり、その旨募集要項にも明記されています。今年の7月末まで3回に分けて募集を開始しておられますけれども、1週間で上限10万、1か月で50万円、中長期だったら300万円という額になっています。

ちなみに、厚生労働省からお聞きしたところによりますと、この支援活動に対する募金について、今回の震災を機に、税額控除の対象となる募金総額の上限を15億円から30億円に引き上げております。ただ、義援金に比べてやはり少しマイナーといえますか、知られていないので、今のところ募金の総額は9億円程度にとどまっているとのこと。これは各省でもっともっとPRしましょうということを昨日の各省との連携チームでも言っていたのですけれども、いずれにしてもそれだけのお金はあるということでございます。

2つ目が、日本財団です。今回の震災関係の被災者被災地支援に関わる活動ということで対象事業の幅を非常に広く取られています、これも申請受付中でございます。6月末まで募集をしておられますけれども、1件100万円ということです。

最後に、先ほど出てきましたJPFです。昨日外務省から5月2日に発表予定の内容として伺いましたところによりますと、NGOの活動資金として海外から集まった資金が今50億円あり、そのうちの10億円を原資にして支援活動を行っていきたいということでございます。

1件当たり上限1,000万円くらいとしたいとのことであったと思います。

緊急性ということで言いますと、ボランティアの活動をうまく動かしていく観点から、資金不足という問題点を現地からかなり言われているところでございます。以上申し上げます。

たような支援メニューが続々と出てきつつあるんですけども、なかなか具体的に浸透しないという問題があります。更に、ボランティアをコーディネートする人材を雇おうとしたときに、お金の問題もあるんですけども、更に、どんな人を雇えばいいのか、どこにそういう人がいるのかという問題があります。

先ほど、OBの方を採用してはどうかという御提案もあったかと思いますが、それも一つの強力な手段であろうと思います。いずれにしても、その点を現地で相当お考えいただかないと、お金がないから雇えないというだけではなくて、それをできる人がいるか、いないかという問題に直面するのではないかと思っております。

以上、国あるいは民間の支援方策を御参考までに申し上げます。

○松原主査 ありがとうございます。ちょっと確認したいのですが、今、1ページのたたき台の(2)ですね。金子座長からの提案の「新しい公共」支援事業のガイドラインの追加」という点に関してですが、藤井さんの今のお話だとガイドラインの追加は行わなくても可能であるということでしょうか。

○山内内閣府官房審議官 これは支援事業をまさに我々の方で持っている事業で、今、金子先生の方からおっしゃっていただいたようなものについては、基本的にそれは当然対象になるということで制度も組み込んでいますので、あえてガイドラインを追加しなくても制度としては、仕組みとしては問題ないものだと思っています。

ただ、現実に金子先生から御指摘がありましたように、それが現場で機能していないんだとすれば、どこに問題があるかはよくわかりませんが、その機能していない部分を多少取り除くことを何か工夫しないといけないのかなというふうに思っています。これは、本当に直ちにやりたいと思います。

○松原主査 では、何回か文書を出していただきましたが、お手数ですけども、直ちに文書を出していただいて各都道府県に配布していただくということはできますでしょうか。

○山内内閣府官房審議官 それはもう少し検討したいと思います。文書が必要かどうかはともかく、現場が動くように、もしかすると電話一本で済むかもしれませんし、そこはちょっと考えます。

○松原主査 ただ、市町村の側としては文書があるとありがたいなと思うんです。我々自身も、こういう文書が出ていますよということをもって県の方に対応できますので、できれば何らかの形でやっていただきたいと思います。

三上さんの方から何かあるそうですので、どうぞ。

○三上内閣府参事官 既に文書ベースでは2度ほど出しているのですが、あとは私は担当の県の課長とは直接話しています。特に被災3県とは直接話して、これを使ってくださいということも言っております。

それから、昨日、別の会議がありまして、辻元補佐官が出られたのですが、辻元補佐官がこの支援事業を自分でPRして歩くと。岩手で会議があるそうなのですが、そこで自ら

もってこれをPRしますということも言っていますので、そんなことがだんだん浸透してくればこれは機能し始めるんじゃないかと思っているところでございます。

○松原主査 1つ確認なのですが、資料6を見ていただきたいと思います。金子座長から提案していただいている今日のガイドラインの改正についての提案というものがペーパーとしてあります。これは今日オープンになっているペーパーですが、これに関して言えばこの場で三上さん辺りに答えていただければと思うのですが、ガイドラインを改正しなくてもこのことは可能であるということによろしいですね。

ですので、この場でオープンということで、金子座長のこの紙というのは基本的にはOKだということは了解がとれたということによろしいでしょうか。

○金子推進会議座長 これについては内閣府のスタッフともすでに話していて、可能であることは分っているのですが、市町村からすると実現はなかなか進まないというものを促進させるという意図のものです。それから、県の方としても、この市だけに支払っていいのかとか、幾らまでやっていいのかということをも自分で判断しなければならないという難しさがあるので、ここに書いたくらいの具体性をもってこれを配ることで「これに沿って、市が申請してきたら支払っていいじゃないか」とガイドラインで示せば、県としても安心して実施できるようになるでしょう。

ですから、そういう意味で既に制度、ガイドラインはもうできているんですけども、このくらいの具体性を示しておく、もう次の月から早速実施ができるなど、県としてもありがたい文書になるのではないかということです。市の人の意見はそういうことです。

○松原主査 主査として事務局にお願いなんですけれども、この金子さんの文書を基に、これは「改正について」になっていますので少し変えて、これはガイドラインを含む範囲についてということで、こういう範囲は明確にガイドラインの中に含まれていますという文書にこれを変えていただいて各都道府県に出していただくということをお願いできますでしょうか。

○山内内閣府官房審議官 ちょっと考えてみます。工夫してみます。

○松原主査 早急にお願いします。では、金子先生よろしいですか。

あとは、早急にということで議論に上っていましたNPO法人の事務所の事務手続きの簡素化の3つですね。これに関しては藤井参事官が来ておられるので、これは是非早急に検討をお願いしたいところです。

○山内内閣府官房審議官 これは藤井さんというよりは促進課の方の話になりますが、今、私の方で見た限りでは、(1)の3つですね。多分、この上2つは法律改正が必要なのではないかと思います。それから、3番目については政令改正が必要なのではないかと思います。

○松原主査 それも含めて、是非少し検討していただければと思います。

○山内内閣府官房審議官 検討はもちろんやぶさかではありません。

○松原主査 政令で済むものはすぐ政令改正をお願いしたいところなので是非、こ

れは後ろにも市民活動促進課が来られていますので、よろしくお願いします。

○市民活動促進課 市民活動促進課でございますが、補足させていただきます。

先ほどの3つ目でございますけれども、今6月まで事業報告書等の期限の延長につきましてはNPO法だけではなくて政府全体の中でそれぞれ権利義務が延長3か月になっているものでございますので、ここだけ取り出すというよりは全体の流れの中で6月の時点で多分全体の中で御議論されることになるかと思えます。

また、1番目と2番目は先ほど山口委員の方から御説明がありましたように、NPO法の改正に関わる話になってきますので、いきなり法改正というのはなかなか難しいのではないかと思います。

他方で、前回資料の方を配布させていただきましたけれども、例えば事務の簡素化等につきまして、震災に係って申請が出たときにできるだけ優先的に震災関係に関する申請については所轄庁の方で優先的に取り扱って迅速化に努める等の事務連絡をしておるとか、この申請期間について1か月に短縮するということが出ておりますけれども、これも現行制度は4か月以内になっております。それにつきましては、4か月以内となっている中でその震災関係のものについては優先的に取り扱って、できるだけ早く認証化が行えるような形で事務連絡を都道府県の方にしているところでございます。

他方で、そもそもの話になって恐縮でございますが、特定非営利活動法人制度につきましては情報開示による市民からの選択、それから監視を前提とする、釈迦に説法でございます。その前提となる2か月間の縦覧期間、これは制度の根幹に関わるところでございますので、震災だからという形で特例を設けるとか、そういう形で議論するのはいかななものかと思っております。

ここにつきましては内閣府、それから所轄庁の方では震災関係の方をできるだけ迅速に優先的に作業を扱うという形でやっておりますものですから、その辺りの観点から御議論いただければと思っております。後ろから失礼いたしました。

○松原主査 ありがとうございます。2か月以上4か月以内ならば、2か月最短でできると思えますので、是非お願いしたいという形です。

あとは、先ほど私の方で言った9月末までの延長に関しては、これはほかのものと横並びということはあるかもしれませんが、それだとするとほかのものも含めて早目にこれを出していただかないと、やはりNPO法人は総会をいつ開こうとか、会場を取るのも結構大変ですので、ほかと横並びというんでしたらほかのものも含めて早急に出していただきたいということを是非お願いします。

それから、「雇用保険受給中の被災者支援ボランティア活動を認める特例」に関しては震災ボランティア連携室に次回までに確認してもらえばいいということですか。

○藤井内閣官房参事官 それは内閣府でよろしくお願いします。

○山内内閣官房審議官 制度物はすべて我々の方が窓口になって引き受けますので、ここから各省の関係しそうなところにいろいろ意見照会をしたいと思えます。

○松原主査 では、少しこれは特例にできるのか、既にもうできているのかを調べていただいて、是非よろしくをお願いします。

では、とりあえず緊急のものに関しては以上かと思うのですが、全体にあとは若干ですが、自由な検討時間があります。今日は柱出しということで大きな柱を出していただいたわけですが、これを今後、次回の会議では更に一本にまとめていく。緊急の終わったものは省いていくということをしていきたいと思うのですが、何か御意見がこれについてありますか。

では、寺脇委員どうぞ。

○寺脇推進会議委員 すみません。遅れて参ったのでひょっとすると前に話が出ていたらそう言っていただければと思います。

緊急な話はもうわかりましたので、全体の話で1つは今、大体こうやって想定しているのは救援とか災害復旧とかというすぐの話なのですけれども、先々を考えると文化関係とか教育関係とかというような事業が後から出てくると思うんです。

また、一方で震災孤児を例えば長いこと面倒を見ていくみたいな、非常に長期的なスパンの話もあると思うので、もちろんそれは念頭に置かれていらっしゃると思うんですけれども、短期的なことで全部終わってしまわないで中期的なこととか長期的なことについてもその汎用性があるように是非お考えをいただきたいということと、それから文化とかスポーツとか教育とかというのはちょっとほかの活動とは違う側面もあるので、そういうところにもうまく当てはまるようにお考えをいただけないかというのが1つです。

それからもう一点は、このたたき台の案で熟議が出ているというのはとてもすばらしい視点だと思うので、それは大賛成なんですけれども、でき得ればここに書いてあるのは自治体や政府レベルで議論をする場、それから福祉行政担当とまちづくりボランティアがやる場というものがあって、これはもちろん両方とも必要なんですけれども、そうじゃない一般の被災地住民や、あるいは被災地でない住民も含めた、国民レベルでこういうことを普通の人に参加してできる熟議の場というものについてもちょっと触れていただけると、今まで私もこの熟議というのは金子座長が文部科学省でずっとやられていて、私はその実践側としていろいろなところでやっているんですけれども、ハイレベルなものからローレベルでも本当に近所の、例えば町内会の熟議みたいなものにも出たことがあるんですが、そういう感じでやって、そうすると全員が参加意識を持って、行政の批判とか、あるいは何とかしてくれという要求だけではなしに、自分のできることを考えられるのが熟議のすばらしいところだと思いますので、是非もう1ランク下というか、市民レベルのものについても論及をお願いできればと思います。

○松原主査 寺脇さん、ありがとうございます。私ども、言っていた方に宿題を課す癖がありまして、寺脇先生にはちょっとお手数ですが、数行で構いませんので、どういふものかというのを簡条書きにでも書いて次回までにお送りいただけるとうれしいのですが、よろしいでしょうか。

○寺脇推進会議委員 わかりました。

○松原主査 ありがとうございます。

では、坪郷委員お願いします。

○坪郷委員 今日はいろいろな柱立てがあったと思うのですが、1点、大きくは3のところですが、「新しい公共」を活用した新しい地域づくりで、これは早瀬委員の提案では「復興推進・生活支援センター」ということになっておりますが、以前、第5回推進会議のときに心のケアに焦点を合わせた形ですが、「中核地域支援センター」の提案があるので、それを資料として紹介をしました。

その関連で、今日重要な点を幾つか言われたのは、ワンストップサービスの点と、それから行政の関係者、あるいはさまざまな支援委員が、ひとつ同じ場でワンストップでサービス相談ができるということもそうですし、地元の専門性を持ったNPOや協同組合、企業といったものが協議会などをつくって、常にそこと行政とも連絡・連携が行われる。

更には、これは福島のところでは話をごく短時間聞いたのですが、障がい者団体が今回は東北に大きくは2か所、被災地の障がい者支援センターを置いていて、それぞれの地域で障がい者がどういう状況にあるのか。安否確認から始めて、支援にはどういう制度が必要なのかという活動をしているわけです。

そのときに、障がい者の場合ですと、避難所に行けないメンバーもいるようです。それで、今後は避難所が長期化する場合、あるいはこれから仮設住宅に入ったときにその支援をどうするのかというような論点もここには出てくるとは思いますが、その場合、その障がい者支援センターがやっている方法というのは訪問型なんです。担当者が地域のいろいろなところに出かけて行って、どこに問題があるのか、ニーズがあるのかということで、ニーズの掘り起こしをやっているということがあります。それは最近アウトリーチという手法で言っていると思いますが、そういう訪問型の機能というものを持ったものが不可欠ではないかと思えます。このような点に関して具体的な提案については改めてしたいと思います。

それと同時に、前回、被災者のニーズが出発点だということの議論がありましたので、今は1つは障がい者ですけれども、高齢者については厚労省が介護拠点というような形での動きもあるわけですが、あとは乳幼児がいる家族の支援であるとか、あるいは外国籍市民の支援とか、そういうそれぞれの被災者のニーズというものの把握が同時に必要ではないかと思うのですが、そういうヒアリングの機会を設ける時間的な余裕があれば、どこかでそういうヒアリングの場ということを是非やっていただければと思います。

もちろんNPO、協同組合、さまざまところから具体的な提案をどんどんもらうという仕組みも同時に動かしていければと思います。以上です。

○松原主査 ヒアリングに関しては予定されているのですが、そのやり方についてはもう少し後でスケジュール等についてお話をさせていただきたいと思えます。

坪郷先生の方も、今の御提案は紙でよろしくお願いします。ほかにいかがですか。

では、濱口委員、早瀬委員とどうぞ。

○濱口委員 すみません。抽象的なことがちょっと続くのですが、法人格と税制の話は器の問題ですので、横ぐしで一度考えた方がいいのかなと思っています。その中で、法人格の話はやはりいじらないで、既存の制度をどう活用するのかという方が生産的なのかなと思います。

その上で税制の話をするのですが、今までのいろいろな事業で、そこに例えば指定寄付金の話が出てまいりましたけれども、事業の種類にかかわらず、税制の方をアンブレラのようにかぶせるといえるようにできるのかどうか。そういった観点から、私はちょっと関心を持って見てまいりたいと思っています。

大きく分けると、支援活動そのものをする法人、それからプラットフォーム、中間支援型の法人、それから基金のような法人、いろいろとその機能はあると思うのですが、なるべくわかりやすく使いやすいように、なおかつ既存の制度を増やさないように、なおかつ今はいろいろな法人制度がありますので、できるだけその会議全体をどういうふうに仕組みでいけばいいのかというように今日考えて見ていました。

それから、プラットフォームという中にも今日いろいろと出てきていると思うんですが、社会福祉型、それからまちづくり型、あるいは文化とか教育とか、それを全部引くくめて、松原さんのおっしゃっているような被災者支援、ここの被災者支援の中には被災地だけではなくていろいろな避難されている方も含むんだと思うんですが、被災者支援という形で全部くくれるのであればそれはそれで一つの大きなというか、プラクティカルな考え方になるのかと思っています。

それと、プラットフォーム型で実は神戸のときもそうだったと思うのですが、そこが地域をどういうふうに表示できるのか。代表性の問題が必ず出てくるわけで、そこは制度としては余り触らない方がいいように思います。1地域で1つしかつけれないとか、認定は1つというようなやり方というのはまずいかと思います。

同じように、基金も今、非常に指定寄付金の使い勝手がある種、悪いようなイメージがあるのは、やはり1つとか2つとか、有名なところが固まっているのが原因なのかなと思いますので、そこもなるべく多様なものが入るような形で、恐らく税の方の話が大きくなるのかもしれませんが、そこもポイントかと思っています。

それで、具体的な話がありましてちょっとペーパーを出さなくて申し訳なかったのですが、企業の出向について税制的な手当が恐らく今の法律でもできるんだと思うのですが、ちょっと詰めていません。そこができるのであれば後は周知の問題だと思いますので、ここを少し深掘りする必要があると思っています。

あとは、山口委員の御提案の大規模災害が起きた場合の災害救援活動を行えるような措置というものは、定款自治のところは守った上で定款の変更はやった上で、あとはその定款変更さえあれば自動的に認定なりがそれこそトリガーのような状態で起きるというように制度改正をそこはすればいいので、あとは政策判断の問題なのかなと思います。とりあえ

ず以上です。

○松原主査 ありがとうございます。それでは、次回に紙をよろしくお願いします。

それでは、早瀬委員どうぞ。

○早瀬委員 後のスケジュールのときに議論した方がよかったかもしれないのですが、私の方で提案させていただいたもので、松原さんのまとめの文章で言うと3の「新しい公共」を活用した新しい地域づくりの拠点」の話です。

先ほどもお話をしましたように、災害ボランティアセンターというのは根本的には緊急支援の話で、今、一生懸命泥かきだとかなさっていただいていますけれども、これはこれで暫時終わっていく話です。この後、長く続く被災者の皆さんの生活、仮設に移られてもその後、震災復興住宅に最終的に移られることになると思いますけれども、そこに向けての生活をずっと支えていく場所が、先ほど申し上げましたように実際には各省でかなり縦割りの制度がいっぱいあるわけですね。生活支援相談員がある。それから、先ほど厚労省の方でなさっている、既に通知も出ている高齢者等サポート拠点の場合にはライフサポートアドバイザーというものがいるんです。それから、先ほど中越の方では地域復興支援員というまちづくり系のものがあつた。あるいは、ややまちづくりに近いですけども、総務省ないしは農林水産省の方でも同じような形でやっておられますが、集落支援員という制度がある。

ほかにも多分あるかと思いますが、こういったものが何とかまとまった形でやれた方がワンストップになって被災者の方にとってもいいんじゃないかと思うのですが、これはやはりヒアリングが重要だと思うんです。最初に議論をする前にヒアリングをしていく形の中でもうちょっと詰めていく方がいいんじゃないか。特に中越はこのことについては実践の経験もあつて、今ちょうど当時のメンバーで福島のビッグパレットで今、避難所サポートに入っている人がいるんですけども、どこにというのではないですが、その辺は早目にヒアリングの日程を決めてしまつて議論をして、それからまたこのワーキングをするというような段取りの方がいいんじゃないかと思っているので、そういう意見です。

○松原主査 どんどん御意見をください。それでは、山口委員どうぞ。

○山口委員 先ほど黒田委員と一緒に提案させていただきました、新公益法人や社会福祉法人への震災特別税制の適用拡大ということに関してですが、これは昨日、既に認定NPOについては適用ということで通つたということですけども、是非新公益法人に対しても速やかに適用されるようにということで迅速な措置をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○山内内閣府官房審議官 これは法律の問題になりますので、まさに政府提案ということであれば政府ですし、そうでなくても国会の問題ということになります。

今回のいろいろな提案、政府に対する要望、それから法律に関わるものについては国会に対する要望、それから民間への呼びかけ、いろいろなレベルのものがあるかと思いますが、今のは多分一番重い呼びかけというか、そういうものだと受け止めております。

そういうものも先ほどの金子座長ではないですが、ハードルが高いから提案しなくていいというものでないと思いますので、提案は提案として議論をしていけばいいのではないかと思います。

○松原主査 多分、次の第2弾の6月の税制改正に出していくしかないというのが現実で、例えば認定NPOでも今回指定寄付を受けますけれども、結局指定を受けてからのものしかだめで、その前のものにさかのぼれない。それをさかのぼらせてという要望もしてきているわけですが、これも基本的には次の税制改正、税制法でやるしかないんです。

ですので、次の6月の震災特別税制第2弾があると言われていますが、そこに向けてどう提案を出していくかということになっていくんだと思います。そこで、さかのぼって適用できるようにという要望になってくるのかと思います。

ほかに御意見ございますか。

○濱口委員 もう一点だけ、これは緊急というよりは長期的な話なんですけれども、松原さんの言葉で言えば被災者支援NPO法人ですね。これが海外の支援にも使えるような制度として、今からちょっとどこか片隅に置いておけたら未来はもっと進むのかなと思います。以上です。

○松原主査 ありがとうございます。それも紙でお願いします。ほかに御意見はありませんか。

では、藤井参事官からお願いします。

○藤井内閣官房参事官

日々、震災ボランティア関係の業務に携わっている感想ですけれども、地元がどうなっていて、何が求められていてというのが、今回非常に広範囲であってわかりにくい。また、広範囲であるがゆえに地域差が大きく、宮城、岩手、福島で本当に違うという感じを持っております。それをある程度踏まえた上で対応をしないと、現地が実際に求めていることと遊離してくる。ボランティア関連に限らず、政府がこの45日間の諸活動の中で、この点でいろいろと批判を受けた部分があると思っております。地域に根差した支店が、今回制度論をされるときにも非常に重要なのではないかと思います。

一例で申し上げますと、宮城県では県とボランティアの方々と自衛隊と政府現地対策本部が週に2回、3回と会議をして、次々と具体的な施策を打ち出されるわけです。例えば、当初自衛隊しか炊き出しができなかったわけですけれども、それをどんどんNPOに渡して、自衛隊が一番厳しいところに入っていこうとか、全体のレスキューを効率的にするような行動の内容も彼らが具体的に決めていっておられるわけです。

これはなかなか中央ではできないことでした。更に、それが同じように岩手でできるか、福島でできるかという、情報をなるべく伝えるようにはしていますが、そう簡単に動くというものでない。いろいろな施策について、こういうものもありますよ、どうされるかお考えくださいということをお伝えし、その上で、県だけでなく市町のレベルにおいても、やるところもある、やらないところもある。そういうものなんだという考え方が、い

ろいろな制度論の前提になってくるのではないかと考えております。

NPOの活動をしやすくするためにどうするかということが議論の中心になるかと思うんですけども、その際、どういう活動を前提として議論するのかということが大変大事だと思っています。早瀬委員がおっしゃったように、泥かき、片付け、炊き出しというレスキューの先、仮設住宅ができて、そこで弱い方々をどのようなケアするか。あるいは、復興に向けてどうまちづくりに対応するか。これらの今後の課題に対し、どういうスタンスでNPOの方が臨むかということについてはまだ余りはっきりしていない。私どもも含めてそうだと思います。ゴールデンウィークにボランティアの人たちがいっぱい泥かきに行っちゃうから何とか対応しようとして一生懸命やっていて、ようやく次のことを考えようという状況です。

地域が復旧・復興ステージに入っていくときに、どのようにNPOが絡み、その際にこういう制度的なネックがある、あるいはここは改善した方が動きやすい。そういった地元から上がってくる具体論をぜひ吸い上げるべきだと思います。

例えば、岩手において、NPOをまとめた形でネットワークをつくり、それに対してNPOの法人格を与えたいという話があります。これは先日、辻元総理補佐官が岩手に出張したときに、遠野において強い地元の御意向を承って、すぐ内閣府にお話をし、先ほど話題になりましたとおり、2か月の期間プラスアルファで何とかしましょうというお答えをいただいているわけです。このような具体論が非常にこれから重要になってくるような気がします。

その辺りの論点は、私どもとしても最大限提供をさせていただきますし、ヒアリングその他の場を活用して、現場の状況を踏まえた上で制度構築についてご議論いただければ大変ありがたいと考えております。以上です。

○松原主査 ありがとうございます。

では、時間がありませんので早瀬さんから短目をお願いします。

○早瀬委員 今おっしゃった件は、とても大切だと思います。ですから、私の出したペーパーの方も設立主体として多様な形態と挙げていますけれども、例えば中越の場合は中越復興市民会議というのは単なる民間団体だったんですね。それで、普通は社会福祉協議会がやるという場合があるのですけれども、おっしゃったようにその地域、地域で盛り上がってくる力が主体になってできるような形を考えるべきなんだろう。

そういう点では、先ほど濱口委員がおっしゃったようにここだというふうに制度で決めてしまうのではなくて、ある種、ある基準を満たしたところについて認可していくとか、補助を出していくという枠組みの方が多分いいんだろうと思います。

○松原主査 では、山口さんどうぞ。

○山口委員 今の藤井参事官のお話を聞いて考えたことがありまして、今回お話をしているのは、私たちは当事者じゃないという言い方は変ですけども、被災者の方々ではない人間が、多分こういうことが必要だろうということで話をしている部分があるのですが、

本当でしたらこのワーキング・グループの中にそういう当事者の人たちが来て、宮城、福島、岩手の方々が、自分たちはこういうことがあったからこういうふうに関後あるべきだという発言をしていただいた方がいいんじゃないか。

このワーキング・グループは推進委員会の委員の中から出てきたものですが、何かしら次回に向けてもそういう方々が参加して御自分たちの意見を言えるような機会が是非あればと思います。

それから、今、現在進行形の福島の問題について何か提言をしたかったんですが、私自身のイメージが不足していて十分できなかったのですが、福島の問題を何か取り上げるような提言というものを皆でこれからも考えていければと思います。以上です。
○松原主査 ありがとうございます。私もその辺は気になって、ちょっとヒアリングに関しては考えていますので、それは今から段取りを事務方からお話させていただきますし、今日緊急提案で遠野の方からの提案ももらってきたのは、現場からは是非提案をくださいというふうに特に知り合いを通じて言ったところ、遠野の方から、多分これは辻元さんが行った団体ですが、是非NPO法人としてこういう活動をしたいですという提案が上がってきたので、これは是非入れていくべきということで、私としてもかなりあちらこちらに現地からの提案ということ呼びかけている最中です。

今後、ヒアリングを含めてどういうふうに段取りをしていくかについて、少し井野さんの方からお話いただきたいと思っています。

○井野内閣府参事官 今後ですが、先ほど来お話が出ていますように、本日までいただいたいろいろな提案を関係省庁との間でどの程度ハードルが高いのかも含めて、これを実現するためには何が必要か。法改正が必要なのか、政令なのか。それとも、予算措置があればいいのか。それとも、既にこれは運用でできるのか。そういうところもきちんと制度を持っている省庁に確認したいと思っています。それを次回までにまとめて、これは結構各省庁を巻き込んでやる作業になりますので大変なんですけれども、急いで事務局の方でやらせていただきたいと思っています。

その上で、次回にそれをお示して、何をそれでも残して盛り込んでいくのかということ具体的を議論いただいて提言の形をつくっていききたい。その上で推進会議に一度、何らかの形で御報告した上で、パブコメにも出して最終的にまとめていききたいということ大きな流れとしては考えております。

その過程で、一度中間報告といいますか、提言の形と先ほど申し上げましたけれども、そういった形がついた時点で現地の方にお話を聞く機会を設けてはどうかというのが、事前に松原主査ともお話をさせていただいていたところでございます。今まで主査と御相談させていただいたところでは、とにかく何かありますか、お聞かせくださいと言ってもなかなか生産的ではないのかなということで、何かこちらとしての腹案を持って、それに対して御意見をいただく形でヒアリングしてはどうかということを相談していたところですが、そこはもちろんまだ固まっておりますが、また主査とも相談させていただきたいと思

ます。

○松原主査 あとは、こちらで1つ考えたのは、こちらに呼んでヒアリングというのは余りにもいかなものかというので、むしろ全員ではなくても我々のうちで出向ける人がちゃんと出向いて現地の声を聞くということは、今回厳しい日程ではあるけれども絶対にすべきかということが1つなので、これは行ける人で日程を組んで行ってくるということにしたいと思っています。

それから、2つ目です。早瀬委員から提案があった、過去の被災地でいろいろな経験をお持ちの方に関しては、例えば次回に冒頭に来ていただいて少し最初の30分程度プレゼンテーションしていただいて、その後、議論は聞いていただいて結構で、我々の議論の足しにさせていただくというような形で次回進めた方がいいかと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○早瀬委員 たまたまこの連休期間中にずっと私も被災地に入るんですけども、ちょうど中越で頑張っていた人たちが今、福島でやっているものですから、お会いして今の案を詰めたものをまた伺うということもできると思いますし、今日電話した感じで言うと出向いてくることはできそうな雰囲気でした。避難所の緊急期は過ぎているので、東京に来ることはできるようなことは話していましたので、大丈夫だと思います。

○松原主査 わかりました。その辺は相手の心情とかで、それはどうしたものでしょうか。こちらから出向いていくというのも1つで、やはり一たんは出向いていくというのは必要かなと思うんです。我々の「新しい公共」推進会議が地方に行って聞くと、東京ばかりで議論しているということをいつも聞いていますので、これに関しては「新しい公共」という以上はやはり地方の方々のところにも出向いて御意見を聞く。こういうときですから、出向いてくることが可能であってもやはり我々の方が出向くということが必要ではないかと思えます。

それとは別に、中越沖とかの地震でやはり今後のある程度シミュレーションがたつ方、それでどういうことが必要になってくるかという方に関しては、次回ヒアリングをしていくなりしていきたいと思えますので、そういう方も少し呼んでいただいて次回の日程調整をしたい。これに関しては別に早瀬委員だけでなしに、日程があるとは思っているので我々の日程を先にして、それに呼べるかどうかですが、ほかにこういった人を呼んだ方がいいよという人があれば委員の皆さんから出していただく。

ただし、それに関しては現場ニーズを聞きたいということが中心ですが、今回は東北のニーズを東北で直接聞くだけではなしに、かつての中越沖とか、そういうものでもいい。三宅でもいい。ただ、要はこういう災害に関して今後どういう展望を持たなきゃいけないのかということですね。我々のやっている方向性で足りないものは何かということをもしくは現場経験者でお話できる方がいれば、例えばそのときに東北関係の方で東京に来られているという方がおられたらそれもOKですし、是非そういう方を少し、余りたくさんになると話を聞くだけで終わってしまいますから、議論の時間を取ることですが、来

ていただける方は是非事務局にこういう方はどうだということで、次回の日程調整と合わせて呼んでいただくという段取りにさせていただく。

それから、今日たたき台を示しましたが、今こういうことを議論しますよということは是非皆さんも今からどんどん現地の方と話し合われたり、いろいろと帰ってこられる方と話し合われて現地に入られたりすると思うんです。そういうときに、今こういうことを話し合っていますよということを、是非こういうたたき台を基に足りないことはないかとか、もう少し集めた方がいいものは何かとか、もしくはどういう方にどういう資料をもらえばいいかということをお願いさせていただいて、その辺の補充とか、会っていただいたら、それも是非事務局の方に送っていただいて皆でシェアする。今回、ccで送るルートができていますから、それで是非やっていきたいと思います。そういう形でよろしいですか。

○井野内閣府参事官 それで、連休後の日程ですけれども、5月に精力的にまたワーキング・グループを開かなければいけません。ほぼ毎週1回くらいのペースになろうかと思えます。それで、今、委員の皆様方に5月の日程をお伺いさせていただいておりますので、マルバツを早目に教えていただければ、5月中の日程の3回分はばつと押さえてやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○松原主査 あとは、現地に行くヒアリングも。

○井野内閣府参事官 そうですね。そこもまた日程調整させていただきます。

それから、先ほど主査からお話のあった、呼んでお話を聞いたらどうかという御提案がありましたら教えていただきたいと思います。是非その際は、事務的な連絡はこちらできちんととりますので、できますればこういう方がいらしてということとともに、事実上のお話をつけていただけると大変助かるということでございます。

○松原主査 それで提案書を書いてきてもらって、提案書が書けない場合は紹介者が書く。助け合うということで、それでよろしいでしょうか。

では、座長に最後に一言いただければと思います。

○金子推進会議座長 大変いい感じで進んでいます。それで、皆様方から推進会議がいただくものですね。今日の議論は、大きく言って3つあるかと思いました。

1つは、いわゆる緊急の提案ですね。それは緊急がいいのかどうか、推進会議で議論して提案する方がいいかということをお願いして今日みたいに審議をしていただければと思います。推進会議の提案にするというものです。ここのWGの提案を推進会議で認めて、それを推進会議の提案として出す。

もう一つは、推進会議への提案もいただければいいかと思います。先ほど山口委員が言ったようなことで、推進会議が提案するまでもないけれども、推進会議へ提案して推進会議としてどうするのか決めてもらう材料にするということはあると思います。例えば、寄付税制の話ですね。NPOのほかに行くというものに関しては、既に推進会議はそのことを去年言っているわけです。それを改めて推進会議としてまた言った方がいいんじゃないかというようなことをいただければ、それについても推進会議で検討すると思いますので、

是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○松原主査 ありがとうございます。事務方は、大丈夫ですか。

それでは、あとはまた事務方に日程調整をお願ひするとして、本日は4分ほどオーバーしましたが、皆さん御苦勞様でした。ありがとうございます。次回もよろしくお願ひします。

これで終わります。